

2018
02
February



CLIENT

H30.02.05 No.317



弊法人からのご連絡事項①

- ・院長の確定申告
- ・配偶者等の確定申告

P1・2・3

セミナー開催報告

- ・歯科医院様向け 医院経営セミナー

P5・6

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・給与所得控除の見直しについて

P4

弊法人からのご連絡事項②

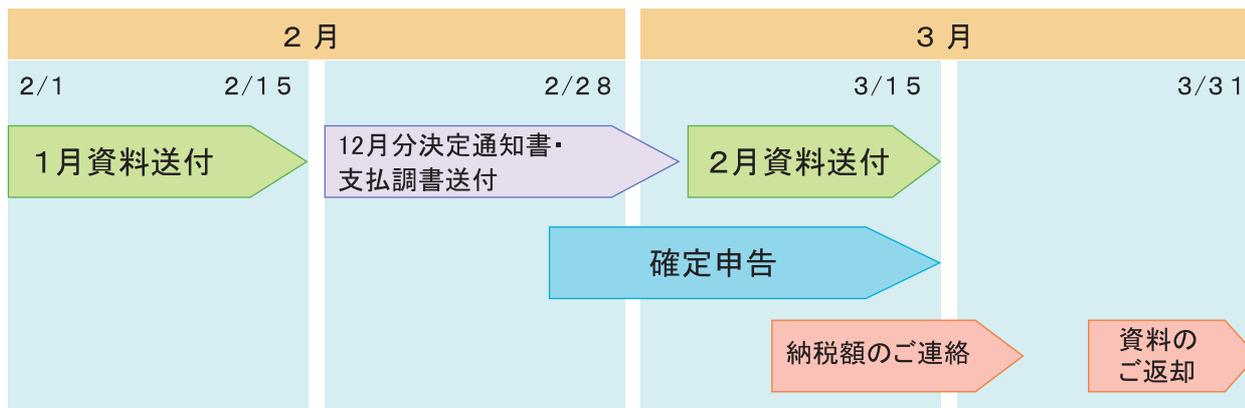
- ・総勘定元帳の返却方法
- ・マイナンバーに関する注意喚起

P7



スケジュール

平成29年度の確定申告(平成30年3月15日提出期限)までのスケジュールは下記のようになります。資料等をお送りいただくことが多くなりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。



平成29年所得税・消費税

項目	内容	期限等
確定申告	<p>※ 前年電子申告の場合は、用紙は送られてきませんので不要です。</p> <p>譲渡所得等がある方には、1月中旬に税務署より、確定申告の用紙が送られてくる場合があります。</p> <p>確定申告の用紙が入っている封筒ごと、中身の説明書等を捨てないで、そのまま弊社へ【緑の封筒】でお送りください。</p>	2月中旬
確定申告書への署名・押印	<p>確定申告は、原則として電子申告とさせていただきます。</p> <p>署名・押印は、弊法人の税理士電子証明書を使用するため省略となります。</p>	
申告納税額の連絡	<p>納税額の連絡は郵便等でお送りいたします。</p>	3月中旬
所得税の納付	<p>すべて自動振替納税でお願いしています。</p> <p>銀行預金からの自動振替納税日は、4月20日(金)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規開業の場合は、別途ご連絡いたします。 ● やむを得ず現金納付を希望される場合には、納付額をご連絡いたします。現金納付の納付期限は、平成30年3月15日(木)です。 ● 消費税の振替納税日は、4月25日(水)です。 ● クレジット納付の場合、利用代金の引き落とし日は、カード会社により異なります。 	

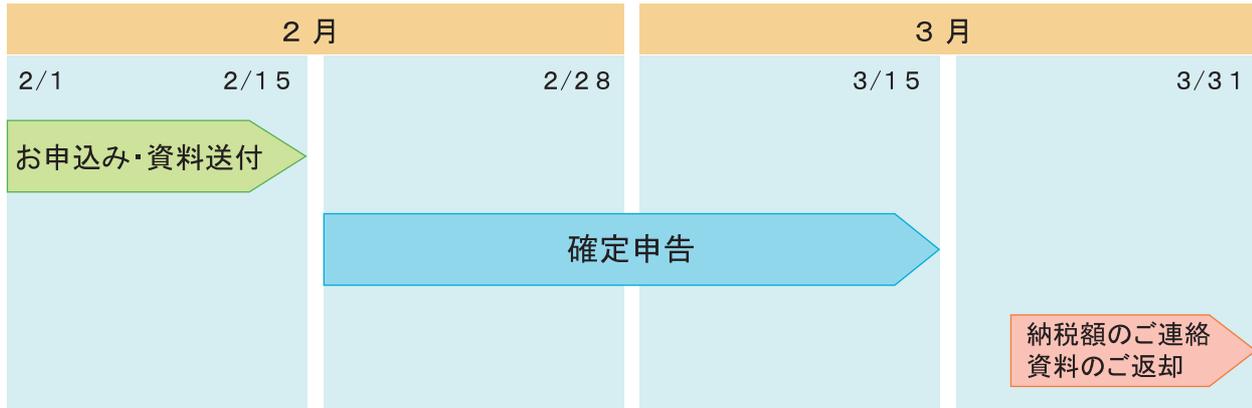
次頁へ

平成29年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告書の内容説明	3月23日(金)以前に、確定申告書の内容についてのご説明にお伺いすることはできませんので、ご了承ください。	3月下旬より
確定申告内容の訂正	<p>申告期限(平成29年分は、平成30年3月15日)前であれば、訂正ができますので、お気付きの点は、電話、FAX、Eメール等でお知らせください。</p> <p>①期限後であっても、誤りの訂正はできますので、必ずお知らせください。期限後の訂正は、原則としてペナルティが課されます。弊法人の責に帰す場合には、損害賠償保険の対象となることがありますので必ずご連絡をお願いします。</p> <p>②申告の訂正には、税金が減額されるものと増額されるものがあります。いずれの場合でも、お気付き又は疑問の点はお知らせください。</p>	<p>随時</p> <p>減額の場合は 期限あり</p>
資料の返却	<p>お預かりした領収書、確定申告書等は、3月26日～3月31日までにダンボール箱でお送りさせていただきます。</p> <p>● 保育園に確定申告書の写しを提出する場合は、弊法人より直送しますので、その旨を担当宛にお知らせください。</p>	3月下旬
確定申告の費用	<p>個人の医院</p> <p>①3月分の月次報酬と同時に、決算・確定申告料の一部12万円(新規開業等一部の方を除く)を三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>②上記①を控除した決算・確定申告手数料の残額を、4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>配偶者・両親等の申告 → 費用は3ページ</p> <p>実費を負担していただき、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>法人の医院</p> <p>理事長等の確定申告書作成料については、法人の4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p>	

配偶者等の確定申告に関する費用を一覧にしました。ご不明の点は、担当者宛にお知らせください。

■ 申告までの流れ



■ 配偶者の確定申告に関する費用一覧

(別途、消費税がかかります。)

	確定申告に関する費用	配偶者・生計を 一にしている親族	生計を一に していない親族
申告基本料		12,000円	12,000円
給与所得のみ ※ 住宅借入金等 特別控除	2カ所まで	5,000円	8,000円
	3カ所以上1カ所増すごとに	1,000円	1,000円
	所得控除		
	寄附金1カ所ごとに	500円	500円
	医療費控除	2,000円	2,000円
	領収書30枚以上は1枚ごと	50円	50円
	扶養・障害者控除	無料	無料
	社会保険料控除	無料	無料
	生命保険料控除	無料	無料
	地震保険料控除	無料	無料
	小規模共済控除	無料	無料
	雑損控除	別途有料	別途お見積り
不動産所得等		別途有料	お見積り
譲渡所得等		別途有料	お見積り

※ 住宅借入金等特別控除

初年度 7,000円
2年目以降 1,000円

配偶者・生計を 一にしている親族	院長の口座より振替
その他	直接請求によるお振込

院長が損失申告・その他申告状況により、専従者が還付申告をする場合

専従者の給与所得のみの場合 3,000円

ご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

給与所得控除の見直しがあったと聞きました。何がどのように変わったのでしょうか？

Answer

給与所得控除を10万円引き下げ、同額の基礎控除額を引き上げる（38万円→48万円）見直しが、平成32年分以後の所得税から適用されます（個人住民税については平成33年1月1日以後から適用）。

■ 給与所得控除とは？

給与所得控除は、納税者の状況に応じて収入から一定額を差し引いて税負担を軽くする制度です。給与所得控除の控除額は、現在65万円から年収に応じて段階的に増え、年収1,000万円超で220万円となっています。

■ 給与所得控除の見直しの概要

個人所得課税の見直し（給与所得控除の上限の引き下げ）が行われ、控除額が一律10万円引き下げられます。

◆ 給与所得控除等の見直し

【改正前】 給与等の収入金額	【改正前】 給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円

【改正後】 給与等の収入金額	【改正後】 給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% -10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% +8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% +44万円
660万円超 850万円 以下	収入金額×10% +110万円
850万円超	195万円

ただし、給与等の収入金額が850万円を超える方で、子育て世帯（※1）や介護世帯（※2）には負担増が生じないように措置が講じられます。対象の方は、給与等の収入金額（※3）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除します。

（※1）23歳未満の扶養親族が同一生計内にいる者

（※2）特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者

（※3）給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円

控除額は、(1000万-850万)×10% となります。

基礎控除の引き上げについては、来月以降にお伝えします。

給与所得控除についてのお問い合わせは、担当者までご連絡ください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

「歯科医院様向け 医院経営セミナー（2017年12月10日開催）」の開催報告

今回のセミナーでは、株式会社ミックの阿部 稔様にご講演いただきました。阿部様は、これまで営業として1,000件を超える医院様とかかわりがあるようで、その経験をもとに医院経営の参考となるヒントをご紹介します。



株式会社ミック
首都圏営業部
営業2課 課長
阿部 稔氏

株式会社ミックは1976年創業の歯科用カルテレセプトコンピューターメーカー。歯科医院専用のレセコン「palette」等を開発・販売及びサポート、そして処方電動歯ブラシ「Curline」を企画・販売しています。

■ 最近の歯科医院の傾向

歯科医院の増加に伴い、二極化が進行しているようです。集患できる医院と、そうでない医院です。集患ができない要因としては、施設の老朽化や医師の高齢化などにより十分な投資ができないといったことが考えられます。

一方、集患ができていない医院は、医院経営を「治療」技術だけでなく、「サービス」の側面があることを十分認識しています。なかには高級なハイブランドショップのように、患者さんのお見送りなどを行うことで差別化を進め、経営を向上させている医院もあります。



阿部様が指摘する
「経営力がアップする歯科医院の特徴」

- ・「待ち」から「攻め」へと方針を転換している
- ・患者さんのロイヤリティ度を高める努力を行っている
- ・あらゆるデータから分析を行い経営力向上策を考えている

■ 歯科医院経営のポイント

医院経営を改善させるためのポイントは主に下記の3つです。

- ◆ポイント1 安定した歯科医院経営を行うには ～レセコン活用した経営分析～
- ◆ポイント2 歯科医院のファンを増やそう 継続的な集患を促すには
～レセコンを活用したコミュニケーション対策～
- ◆ポイント3 スピーディかつ効果的に運営力を上げるには
～レセコンの情報管理からの経営コンサルティング～

◆ポイント1 安定した歯科医院経営を行うには ～レセコンを活用した経営分析～

医院経営の状況を知るための7つのキーワード

- ① 新規患者の把握
- ② 来院経路の把握（口コミ）
- ③ リコール反応率
- ④ キャンセル率の把握
- ⑤ レセプト枚数/件数の把握
- ⑥ 総診療収入における保険診療の割合／自費診療の割合
- ⑦ 医業収入における物品収入の割合の把握

レセコンに日々入力している情報は、患者さんの基本情報はもちろん、保険証情報、会計情報など多くの種類を扱います。いわば「データの宝庫」です。そうした情報を分析することで、医院経営に役立つ情報を引き出すことができるそうです。

そこから経営上の課題を発見し、改善案を検討することができるでしょう。

◆ポイント2 歯科医院のファンを増やそう 継続的な集患を促すには ～レセコンを活用したコミュニケーション対策～

現在のレセコンは、レセプトを請求だけのためだけではなく、カルテの管理、領収証の発行、リコール機能、中断患者リストの作成など、現在は多岐にわたる機能を備えています。

◇患者カード機能を使って、コミュニケーション対策をとる

来院状況、物品購入情報、会話の内容を共有することが可能となります。院内のスタッフ・先生が同じ情報を共有できますので、会話の糸口に困ることがありません。的確かつスピーディにコミュニケーションを図ることができるでしょう。信頼関係を深めることが可能となります。

「患者プロフィール」の中で特に便利な機能として、「家族」を紐づけできる機能があります。「家族」の機能により情報が共有され、親御さんが来院された時に「ご息子の〇〇君は、先週の治療後、経過はいかがでしょうか？」といった会話ができます。コミュニケーションが活発になり、医院への信頼度が高まります。

また、患者さんを6つに評価・分類する機能を活用することで、クレーマー対策に成功した医院もあります。それは、クレーマー患者さんを「A」と分類し、院内で共有することで、伝え方に配慮するなど気配りを徹底したそうです。その後、その患者さんは、クレームを言うことはなくなったそうです。

◆ポイント3 スピーディかつ効果的に運営力を上げるには ～レセコンの情報管理からの経営コンサルティング～

ミック社のレセコンは、「カルテ」・「レセプト」・「患者管理」の基本機能はもちろん、「患者管理機能」といったプラスアルファ部分を自由に組み合わせることのできる特徴があります。選んだサービスごとに、利用料を支払う仕組みです。

また、最新バージョンをオンラインで配信していますので、買替える必要もなくなりました。いつでも最新の状態にアップデートすることが可能となり、コストパフォーマンスが向上しています。



まとめ

今回のセミナーでは、「医院経営の向上のためには、患者さんが医院のファンになり、友達や家族を紹介したくなるようなコミュニケーションをするように」と、阿部様からご提案をいただきました。医院のファンを獲得するためには、患者さんの情報を院内で共有し、目の前にいる一人ひとりの患者さんとのつながりを強くすることがポイントとなります。

様々なデータを院内で共有し、有機的に結付けることが今のシステムでは可能です。医院経営の向上につなげるヒントとして活用してみませんか？

記事に関するお問合わせは、担当までご連絡ください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

日々の経理業務で会計ソフトを利用する医院が多くなってきておりますので、確定申告後にお送りする総勘定元帳についても、電子媒体（CD-ROM）での返却を希望される医院が年々増えております。
 例年、総勘定元帳の返却方法については、冊子（紙）かCD-ROMのいずれをご希望かアンケートをお送りさせていただいておりましたが、誠に勝手ながら、本年より、CD-ROMでのご返却とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

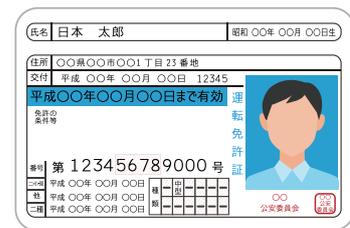


冊子（紙）での返却をご希望される場合は、平成30年2月28日（水）までに各担当者までご連絡ください。

新しくスタッフが入社した際にご記入いただく個人番号（マイナンバー）の提供書につきまして、「会計事務所提出用」と「医院保管用」の2部をご記入いただき、「会計事務所提出用」のみ弊法人にお送りいただいております。「医院保管用」やマイナンバーの通知カードのコピー、本人確認書類は弊法人に送らず、医院にて鍵付きの金庫等で保管をお願いします。
 弊法人において本人確認書類の保管を行う場合は、有料となりますのでご注意ください。

日本クレアスに送付

医院にて保管



ご不明点がございましたら、担当までお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼
 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
 電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 317号

■発行日：2018年2月5日
 ■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
 ■URL：https://ca-medical.jp
 ■お問い合わせ先：電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉
 日本クレアス税理士法人
 日本クレアス社会保険労務士法人
 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
 株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A